

経 済 要 録

国 内

◆付利自由大口定期預金および市場金利連動型預金の最低預入金額引下げ等について

9月1日以降、付利自由大口定期預金および市場金利連動型預金(以下MMCという)の最低預入金額が引下げられるとともに、MMCおよび譲渡性預金(以下CDという)の発行枠が拡大されることとなった。

1. 付利自由大口定期預金の最低預入金額の引下げ(現行5億円→3億円)。
2. MMCの最低預入金額の引下げ(現行5千万円→3千万円)および発行枠の拡大(現行「自己資本の200%」→「自己資本の250%」)。
3. CDの発行枠拡大(現行「自己資本の200%」→「自己資本の250%」)。

◆外国為替公認銀行の外国為替高規制の一部改正について

外国為替公認銀行の外国為替高規制の一部が8月1日以降概要次のとおり変更された。

1. 海外店収益等

海外支店収益および現地法人配当金で金額がすでに確定しているもの、または、おおむね確定しているものであって、先物取引によってカバーされているものを先物持高として計上することを認める。

2. 為替スワップ取引関連

為替スワップ取引を伴う資金の運用・調達から発生し、将来の受払金額および時期が確定している外貨利息は先物資産・負債として計上することを認める。

3. 通貨オプション関連

通貨オプション取引のカバーのために行った先物取引または通貨オプション取引によりカバーされたレンジ付き先物取引に基づいて受払が行われる外貨資産・負債は先物資産・負債持高から除外することを認める。

4. 通貨スワップ取引関連

通貨スワップ取引から発生し、将来の一定の時期に受払が行われる外貨利息は先物資産・負債持高から除外することを認める。

5. 外貨資金の運用・調達に係る未収・未払利息

外貨資金の運用・調達に係る未収・未払利息を直物資産・負債として計上することを認める。

6. 外貨建債権に係る引当金

外貨建対外貸付に係る特定債権引当金等の引当金につき外貨建で繰入れる場合は、当該引当金の直物負債として計上することを認める。

7. 毎日終業時(外国為替公認銀行が継続的に基準とする時)における直先総合外国為替持高を、大蔵大臣が外国為替公認銀行ごとに別途指示する場合を除き、100万ドル相当額を超える買持又は売持にしてはならないこととする。

なお上記のうち2、3、4、5、6については「計上が継続的かつ合理的なものとして大蔵大臣が認めた場合に限る」との条件が付されている。

◆60年度一般会計決算について

大蔵省は7月31日、60年度一般会計決算を発表した。これによると、歳入総額は53兆9,925億円(前年度比+3.5%)、歳出総額は53兆45億円(同+3.0%)と、いずれも59年度の伸び(同各+1.0%、+1.7%)を上回った。この結果、歳出入差額9,880億円(「歳計剰余金」)から61年度への歳出繰越額等を控除した「決算剰余金」は4,405億円と48年度(6,891億円)に次ぐ既往2番目の高水準を記録した。

(単位・億円、かっこ内前年度比%)

歳入決算額(A)	539,925 (3.5)
うち税収	381,988 (9.4)
国債	123,079
特例国債	60,049
建設国債	63,029
歳出決算額(B)	530,045 (3.0)
歳計剰余金(C)=(A)-(B)	9,880
前年度以前剰余金使用残高(D)	7
歳出繰越額(E)	5,443
歳出繰越額控除後の当該年度新規発生剰余金 (F)=(C)-(D)-(E)	4,429
特定財源等要精算額(G)	23
決算剰余金(財政法6条の純剰余金) (F)-(G)	4,405

◇62年度概算要求基準について

政府は、7月21日、62年度概算要求基準を閣議了解した。その主な内容は以下のとおり。

		対象経費 総	前年度当初比 増減(Δ)額
		兆円	億円
原則 要求 基準	経常部門経費：前年度当初比 Δ10%	3.7	Δ 3,600
	投資部門経費：同 Δ 5%	6.8	Δ 3,400
	計	10.5	Δ 7,000
別 枠 項目	①人件費に係る義務的経費(定昇分)	—	1,620
	②年金関係費	—	5,200
	③政府開発援助(O D A)費	—	470
	④石油税財源のエネルギー対策費	—	Δ 390
	⑤国際条約の実施に伴う既国庫債務負担行為等の歳出化(主として防衛費)	—	3,500 { うち防衛費 } 3,300
	計	14.5	10,400
	その他特殊要因等	7.6	Δ 100*
	合計	32.6	3,300

* 国鉄の棚上げ債務(61/3月末5兆599億円)を一般会計借入金に振替整理することに伴う利子補給金の減少(Δ1,700億円、一般歳出項目から「国債費」に計上替え)が主因。

◇政府保証債、公募地方債の発行条件改定

政府は政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し8月債から実施した(8月1日決定)。なお長期国債は発行条件据置き(表面利率5.1%、発行価格98.50円、応募者利回り5.329%)。

政府保証債、公募地方債の発行条件

		変更後	変更前
政府保証債	表面利率(%)	5.8	5.8
	発行価格(円)	98.50	98.00
	応募者利回(%)	6.040	6.122
公募地方債	表面利率(%)	5.8	5.8
	発行価格(円)	98.50	99.50
	応募者利回(%)	6.040	5.879

(公募地方債は7月債が休債のため、変更前は6月債の発行条件)

◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し8月債から実施した(8月1日決定)。

事業債(A A格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.0	6.0
	発行価格(円)	98.75	98.25
	応募者利回(%)	6.181	6.255